

# 中国の上場会社の企業統治における問題点および今後の課題

## 取締役および監査役の責任追及を中心に

華東政法学院教授 顧 功耘

名古屋大学大学院法学研究科専任講師 虞 建新(訳)

### 目 次

#### はじめに

- 一 中国上場会社の企業統治の問題点
- 二 会社の統治機構の問題解決に関する国際的な背景および現実的意義
- 三 今後の課題：取締役会および監査役会の責任を加重すべきである

### はじめに

ここ数年来、中国の証券市場は急速な発展を遂げた。2000年11月現在末では、株式市場時価総額は4兆6,000億元に達しており、中国のGDPの50%に相当している。登録された投資者数は5,500万余りであり、上場会社は1,063社に上っている。これらの上場会社が中国国内および海外の証券市場において調達した資金の総額は、既に5,000億元に達している<sup>1</sup>。

証券市場の急速な発展は、次のようことを示している。すなわち公開会社という現代企業組織が正しく選択され、存分に活用されることによって、中国の経済はより早く高度、かつ集権的な計画経済体制の束縛から脱却し、市場を通じて資源を合理的に配分し、競争力を高め、健全かつ安定的に発展することができる。しかし、株式会社は新たな組織の一つであり、中国では誕生してまだ僅かな歳月しか経ていない。株式会社を取り巻く環境をいかに改善させていくか、そしていかに合理的な企業統治構造を構築していくかは、今後力を注いで検討すべき課題となっている。

#### 一 中国上場会社の企業統治の問題点

中国の上場会社における企業統治には以下のような問題が存在している。

1. 「超級株主」が支配権を握っており、株主構成が合理的ではない。

中国では、多くの上場会社が国有企業から組織変更されたため、株式が上場されていない国家が株主である株式、いわゆる国家株の割合が、会社の発行済株式総数の40%を占めている。場合によっては、80%も占める場合もある。筆者はかつて、このように会社の支配権を絶対に握る大株主を「超級株主」と呼んだ。株主権利が過度に集中することは、以下のような問題をもたらした。国が会社のすべてを支配し、取締役や監査役の人事を1人で決定してしまう。そのため、会社機関の相互牽制機能がなかなか形成されない。大株主は持株率によって少数株主を無視して自分の利益ばかりを考慮に入れるという現象がしばしば見られる。多くの上場会社は、「超級株主」支配のもとで、人員や業務および財産などの面において親会社（企業グループにおいて上場会社が子会社である場合：訳者注）からなかなか分離できない状態に陥っている。ここ数年来、親会社は子会社の資金を大量に流用したり、子会社が親会社が巨額の融資を受けるために担保を提供したり、利益相反関係をもたらすような利益の移転がよく摘発されている。

会社法の規定によれば、株主総会の決議は多数決原則に従う。しかし、上場会社の大多数の株式が1人の大株主に集中しているため、総会の決議が1人の大株主に有利な結果となる。それゆえに、多数決原理によって必ずしも大株主の恣意から完全に中小株主の利益を保護することができるわけではない。

経済体制が転換しつつあるなかで、国有企業においては、所有権と経営権との分離が実施されている。すなわち国家は国有企業の所有権を有し、企業は企業の経営権を有する、いわゆる「両権分離」である。しかし、「両権分離」によって企業の自主経営から政府による干渉を徹底して排除できるわけではない。株式会社、特に上場会社を設立する目的の一つは、政府による行政部門の干渉から企業の自主経営を保ち、企業をより自主的に経営できる主体に育てることにある。しかし、上場会社には多くの問題があるという状況においては、その目標にはいまだ達しているとは言えず、上場会社はもとの制度的な枠組みを残したまま運営しているといわざるを得ない。上場会社は、依然として1人の大株主が会社のすべてを決定するという構造になっている。より正確に言えば、国が会社のすべてを決定している。

特に、国家株が株式市場において上場されていないため、上場会社における株主構成の合理的でないことを変えることはなかなか難しい。数多くの中小株主は、いくら努力してもなかなか大株主を牽制する力にならない。

2. 取締役会の位置付けが曖昧で、権限および職責がはっきりせず、独立性に欠けている。

「会社法」を制定した当初、取締役会の位置付けをめぐる激しい議論がなされた。取締役会は

会社の経営に関して決定機関であるという見解があれば、取締役会は、会社の業務執行機関であるという見解もある。この二つの見解は激しく対立した。その結果、会社法の草案は、取締役会の位置付けに関する規定を削除した。一方、実務においては、取締役会を会社の意思決定機関と見ている者が少なくない。そのため、取締役会は、株主総会や株主に対する忠実意識を薄め、知らずうちに、株主を無視して株主総会を架空してしまう。多くの上場会社の取締役は、取締役会は、会社の意思決定機関であり、経理は会社の業務執行機関であるため、会社の経営管理体制に関して、「取締役会の指導の下における経理責任制」を実行していると見ている。このような考え方の本質は、取締役会および取締役の法的責任を免除させるところにある<sup>2</sup>。

現行の「会社法」の規定を見る限り、取締役会の権限について不明確なところは多い。たとえば、会社資産の処分、他の企業の債務のために担保を提供する権限は取締役会の権限に属しているのか、株主総会が多数決原則に従って権限を取締役に授与して行使させうるのかといった問題については、「会社法」には明確な規定が置かれていない。実務においては、会社機関の権限に関して恣意的に決められることが多い。場合によっては、巨額な資産の処分や贈与も取締役会が決定してしまう。一部の会社においては、代表取締役または総経理が独断で決定してしまう場合もある。また、株主総会の議決を経て、株主総会の権限を取締役に授与して行使させることもある。そのため、数多くの少数株主は、会社の経営につき意思決定に参加できない立場に置かれてしまい、関係する情報を得ることさえなかなか困難である。こうして、誰が行使すべきかが分からない権限につき、取締役会が行使することによって重大な結果がもたらされた場合には、誰がその責任を負うか。同様に、株主総会から授与された権限につき、取締役会が行使することによって重大な損害が生じた場合、株主総会がその責任を負うか、それとも取締役会がその責任を負うかについては、なかなか判断が難しい。

代表取締役には権限が過度に集中している。まず、代表取締役は会社の法定代表者である。民法の原理によれば、法定代表者は、対外的には法人を代表し、会社の内部においては法人事務を管理し、各種の契約および法的文書に署名する権限を持っている。次に、「会社法」は代表取締役の権限につき以下のように定めている。株主総会の招集および主宰、取締役会会議の主宰、取締役会会議の決議の実施状況の監査、会社の株券および社債への署名などである。代表取締役が職権を履行できない場合は、副代表取締役を指定してそれに代表取締役の職権を代行させる。ほかに、会社法は、代表取締役は条件付きで取締役会の権限の一部を代行することを認めている<sup>3</sup>。

これらの職権は代表取締役一人に集中しているために、代表取締役は他の取締役より遙に大きな権限を持つことになる。しかし、一方、代表取締役は他の取締役より大きな責任を負っている

かは明確ではない。

上場会社においては、株主の権利が大株主に集中し、少数株主の権利が分散しているため、取締役会は、大株主によって操縦されたり、会社の内部者に支配されたりして、形骸化されてしまった。それゆえ、取締役会は、健全で独立した会社の経営機関として、運営されえない。上海証券取引所が行った調査によれば、上場会社の取締役会の構成員である取締役の過半数以上が一人の大株主によって選任されたのである。

しかも取締役の過半数以上は会社内部の業務執行取締役である<sup>4</sup>。独立取締役を含む非執行取締役の割合は低い。彼らの多くは内部取締役ほど会社の状況に詳しくないため、重要事項を決議する際に、自らの意見を十分に表明することが困難である。

### 3. 監督について有効な手段および措置が乏しく、監査役会は十分に役割を果たせない。

中国の上場会社は「単層」取締役会制度を取っているため、監査役会は監督権を有するのみで、支配権および意思決定権を有しない。当然、取締役および経理の人事を決定する権限も有しない。監査役会は、従業員代表大会が選任した従業員代表および株主総会によって選任された監査役から構成される。もっとも、監査役会における従業員監査役の人数は定款によって定められることになっている。一方、会社の定款は、作成後、株主総会で採択されるため、従業員の代表が何人監査役会に入るかは、結局株主総会によって決定される。会社法などの法律は、会社の統治機関の設置について株主の利益を中心に置いているため、取締役会の役割を比較的重視している反面、監査役会の役割を軽視している。それゆえに、「会社法」においては、取締役会の運営に関して詳細に定められているのに対して、監査役会の運営に関しては、僅かな規定しか置かれていない。会社法によれば、監査役会は、取締役会、経理の経営活動に対して監督を実施する機関であるため、法律によって必要な権限を付与されるほかに、有効な手段および措置を付与されるべきである。しかし、実際には、監査役が監督する際に監督の職権を実行できる法規定は存在しない。

会社法によれば、監査役会は会社の財務会計を監査し、取締役や経理が業務執行する際の法律または定款に違反した行為を監督する権限を有する。しかし、監査役会はこれらの職権を行使する際に弁護士や会計士などの専門家から協力を得ることが必要である。しかし、法律は監査役会が弁護士や会計士などを招聘して監査を行いうることについて明記していないし、これらの専門家を招聘するのに必要な費用の負担に関しても何も定められていない。こうして、現実においては監査役会が監査の職権を行使するために必要な具体的な保障が確保されていない。取締役や経理の違法行為を監査する際に取締役や経理から抵抗を受けた場合、監査役会はが監査活動をいかに続けるかも難問の一つである。

会社法は、監査役会は臨時株主総会の招集を提案する権利を有すると定めているが、一方で株主総会を招集する権利は取締役会に専属すると定めている。それゆえ、監査役会は取締役会が監査役会の株主総会招集の提案を拒絶した場合に、どのように行動すればよいかは不明である。また監査役が監督の義務を怠った場合にどのような責任を負うかについて、明確な規定が置かれていない<sup>5</sup>。

ある調査によれば、中国における上場会社の監査役会は会社の内部人員によって構成されているため、監査役の身分と労働契約関係とが分離されておらず、監査役の賃金、職務などが基本的に会社の経営陣である取締役会によって決定される。それゆえに監査役会は、会社の経営陣に対する監督の職権を果たすことが困難である。さらに、監査役の個人の学歴などからすれば、監査役の方が取締役より低く、しかも監査役の多くは共産党組織内の仕事に従事した人が多く、法律や財務会計や技術などの専門知識に欠けている。したがって、現在の監査役は取締役や総経理による経営失敗や背信行為について、適切な判断を下し難く、対応することができない<sup>6</sup>。

会社法によれば、監査役会は、会議形式を通して議事の表決を行う。しかし、法律は、監査役会がどのような事項に対して議決するかや、監査役会の年間最低の招集回数についても定めていない。調査によれば、ここ数年、上場会社が年間監査役会を招集する回数は平均で2.5回を上回っていない。監査役会は、会社の監督機関として、その行為につき法律上の根拠が欠けているし、なり手の素質に問題があるため、会社の経営陣を監督する要請に対応できない。逆に、監査役会は会社の取締役会や経理に左右されがちである。このような状況のもとでは、会社機関間の相互牽制機能の形成は極めて困難である。

## 二 会社の統治機構の問題解決に関する国際的な背景および現実的意義

10 数年前には、会社の統治機構を研究テーマとしていた研究者は、それほど多くなかった。現在、それは世界的に注目を集めた研究テーマとなってきた。その原因は、各国において各種の会社形態を規制する会社法または法規は整備されていたものの、現実においては、会社の利害関係者の間の利害調整の均衡をとることは難しいからである。結局、利害調整は会社の支配側に有利な方へ傾き、会社の支配権を握る者が利害調整の主導権を獲得するという事になった。一方、支配される側は会社の重大事項の決定がなされる際に常に受動的な立場に置かれてしまう。英米法系の国であれ、大陸法系の国であれ、支配権をめぐる争いは会社の機関運営において回避し難

い問題の一つである。

市場経済体制が実施されている国々の会社の機関の状況を考察すれば、およそ以下の三つのモデルが見られている。一つは英米における株主による支配のモデルであり、もう一つは日本やドイツにおける銀行による支配のモデルである。三つ目は東アジアにおける家族による支配のモデルである。これらのモデルにはそれぞれメリットとデメリットが並存している。英米モデルにおいては、株式の保有が分散しているため、市場による公開買付けの機能が比較的動きやすい。その反面、安定した会社経営には若干の影響を与えやすい。このモデルのもとでは、会社の大株主が市場を通じて会社の支配権を獲得した後、会社の経営陣が一般に、会社の利害関係者の利益を配慮して行動を取るのではなく、支配権を獲得した大株主の利益を配慮するか、会社経営陣の利益の最大化を図るかのどちらかを取るはずである。アメリカにおいては、多くの会社は、経営成績がそれほど優秀でなく、経営成績が悪くすることもある。それにもかかわらず、会社の総裁の報酬は減少するどころか増加する。90年代の初頭、大手会社の総裁の報酬は平均で年間200万ドルであった。一部の会社の総裁の報酬は数千万ドルに達している<sup>7</sup>。日本やドイツのモデルにおいては、会社の株式保有が銀行や機関投資家に集中している。会社の経営陣は「執事」として会社内部の従業員の利益を比較的配慮している。他方で、社外の少数株主は会社の経営になかなか参加することができない。会社の株主構造は比較的安定しており、会社の経営陣には株式市場による圧力がかかっていない。それゆえに、会社の経営陣には、慣性が生じてしまって、会社を更に発展させようとするインセンティブに欠けることとなる。ドイツにおいて従業員が会社経営に参加し、ともに会社の意思決定に関与していることは、ある程度会社の機関運営の効率性の向上に寄与している。東アジアモデルにおいては、会社の支配権が大株主である家族によって握られているため、支配権を握っている家族が、会社の重大事項の意思決定に参加しているのが一般的である。一方、家族以外の少数株主や会社の従業員は会社の経営に参加することが難しく、監査役会を通じても会社の経営陣を監督し、牽制する役割を果たすことは期待しえない。

1990年代に入ると、国際取引や投資活動が一層活発になり、多国籍企業による会社の合併や買付けの事例が増え続けている。それゆえ科学技術や知識や管理ノウハウなどの要素が現実の経済活動に及ぼす影響がますます大きくなっていく。これらの変化は、会社統治機構の設置および運営に新しい要求をしている。さらに、証券市場のグローバル化が進むに伴って、企業が海外の証券市場において資金調達を開こうとしている。こうした状況のもとでは、各国における会社統治に関する経験および教訓は、経済界自身の改革および発展を求める際の財産となる。英国において最初に設置された会社統治委員会による報告が発表されて以来、多くの国々や国際組織や

会社が会社の統治機構に関する研究を行なうようになり、お互いに交流しあい、良好な会社の統治構造を作るための原則や基準や提案が相次いで出されている。1998年に、「経済協力開発機構」(OECD)は、その加盟国における会社統治の状況を改善させるために、各国における会社統治機構に関する経験や研究の成果に基づいて、会社統治に関する国際基準を制定するための専門委員会を設置した。この委員会は、1999年に正式に「OECD会社統治原則」を公布した。その後、英連邦会社統治協会(CACG)が「英連邦最適企業の統治原則」を制定し、カナダ養老基金協会(PICA)が「会社統治標準」などを制定した。米国、日本、フランス等の国々がその間にそれぞれの研究報告や案を相次いで出している<sup>8</sup>。会社統治に関する理論および原則が相次いで出されたことは、会社機関運営の実務に対して積極的な役割を果たしているのみならず、ある程度各国の会社法の不備を補うことができる。またこれは、各国の会社法の改正および改善のために根拠を提供し、基礎を築いた。

この間、中国の上海証券取引所は国際経験を参考にして、「上場会社統治に関する指針」(草案)を作成し、各界から幅広く意見を求めていた。この「指針」は間もなく正式に公表されることになっている。

更に注目すべきことは、会社統治に関する研究は、世界的な会社統治構造の同一化を促す傾向を強めていることである。この同一化は、以下のような点において現れている。英米の会社統治モデルは次第に各国に模倣され、取り入れられている。機関投資家が果たす役割が日増しに増えている。会社統治機構における銀行の役割が低下しつつある。株主の利益が会社の経営陣によってますます重視されるようになった。取締役会の独立性が大いに強まっている。会社の経営陣に対するストックオプション制度が各国や会社によって採用されつつある<sup>9</sup>。

各国における会社統治構造においては、経営陣の報酬を上げることは、経営陣を奨励するための重要な手段として用いられることが多く、一定の成果を上げている。これに対して、相互に監督しあうメカニズムのための重要な手段として、取締役や監査役の責任を強めることは、なかなか受け入れられないし、実際の効果もそれほど大きくない。前述したように、会社の利害関係者の利害調整は会社の支配権にかかっている。したがって、会社の経営陣を監督するための体制や構造を構築することができなければ、そして取締役の責任に関する問題を会社統治構造における中核の問題として扱わなければ、今後の会社の発展に悪影響を及ぼしかねない。英国会社統治委員会が最初に提出した「Cadbury 報告」と「Greenbury 報告」は、かつて取締役の責任問題に焦点を当てていた。しかし、今日においては、各国の研究および実務はいずれも有効な対策を編み出せていない。中国においては、会社の統治機構について多くの問題が存在し、その中で、取締役

会および監査役会の責任がなかなか追求されないという問題は、最も明確に現れている。取締役および監査役の個人の責任を明確に追及できず、追及しようもないことからすれば、会社統治に関する様々の問題が繰り返して現れるのは、当然のことである。筆者がここで強調したいのは、取締役会および監査役会の責任をいかに追及するかは、各国の会社法および会社統治について研究している学者の最も重要な任務であるということである。

### 三 今後の課題：取締役会および監査役会の責任を加重すべきである<sup>10</sup>

中国の「会社法」において取締役および監査役の責任に関わる条項は少なくないが、これらの条文だけでは不足しており、その上、ほとんど利用されていない。たとえば、会社法によれば、取締役会の決議が法律または定款に違反したことによって会社に損害をもたらした場合には、決議に参加した取締役は、損害賠償責任を負わなければならない<sup>11</sup>。上場会社の実務から見れば、法律または定款に違法して会社に損害をもたらした事例が多発しているにもかかわらず、取締役や監査役がその責任を追及されたことはほとんどなかった。それゆえ、法律は単なる「紙上の空文」にすぎない。取締役や監査役の責任が追及されなかった原因については、以下のような点が考えられる。これらの取締役や監査役はほとんど一人の「超級株主」によって派遣された。「超級株主」が会社の権限のすべてを握っているため、取締役や監査役が「超級株主」にのみ忠実に奉仕すれば、たとえ会社に多額の損害が生じたとしても、特別な保護を受けられる。会社、取締役、監査役および経理の権限および責任は、必ずしも厳格に峻別されているわけではない。このため、法律が適用される際にその境界線がはっきりしない。司法関係者は恣意的な自由裁量を恐れている。責任に関する規定は設けられているが、その責任を追及する主体および手続は明確に定められていない。たとえば会社法によれば、会社が法律の規定に従って法定積立金または法定公益金を控除しなかった場合は、控除すべき金額を金額通り「補足する」よう会社に命ずるものとし、かつ会社に対して一万元以上十万元以下の罰金を科すことができる<sup>12</sup>。このとき、誰が会社に対して「命ずる」かは明確でない。会社が法律に違反した場合に、会社が会社に対して「命ずる」ことは有り得ない。誰が「補足」をするかも明確ではない。会社の資産が既に配当に回されたため、会社が補足することは不可能であろう。法律上、監査役に会社を代表して取締役や経理を起訴する権利が付与されていない。株主にも派生訴訟を提起する権利も付与されていない。

取締役や監査役の責任を追及できず、または追及しようもないという法的環境のもとでは、効率的な会社統治を構築することは到底できない。会社の経営陣は、責任を追及される圧力がないため、法律などから何も拘束されることがないし、会社の定款や株主総会の決議からも拘束されない。彼らは思うままに会社の事項を自由に決定することができる。中国の上場会社においては、以下のような現象がよく見られる。すなわち、取締役は、自分を派遣した株主に対してのみ責任を負えばよい。その結果、会社は完全に大株主の傀儡になってしまう。取締役は株主総会を支配し、操ることができ、株主総会の招集、議案および議決手続、並びに決議を決定する。場合によっては、取締役会は、株主総会は違法である、または総会決議は無効であると宣言するという事態まで発生している。法律に従って新たな取締役会や監査役会が選任されたのに、元の取締役会および代表取締役、監査役会は、会社の書類や公印などを引き渡すことを拒否して、引き続き権限を行使する。これによって、会社は予測できない損害を被ってしまい、新たに選任された会社機関の運営にも種々の支障が出ている。

取締役や監査役や経理の責任を追及しようがないという問題の多くは解決可能な問題である。これらの問題の多くは立法上「低レベルのミス」ではあるが、これらの問題の解決は我々がこれらの問題を本気で解決する気があるかにかかっている。たとえば、「超級株主」問題の解決方策として、立法による強制的な株式の保有率の調整や議決権の制限などが考えられる。その他、立法を通じて株主に派生的な訴訟権を付与し、かつ利用可能な手続を充実させる。これらに関して、日米の会社法の法制は、中国にとって大変参考になるものが多い。

取締役会や監査役会の責任に関しては、各国の会社法が直面している共通の課題として以下のようなものがある。利害関係者理論が次第に多くの国家の立法に採用されつつある中で、取締役会や監査役会が果たして誰に対して責任を負うか。株主、従業員および債権者などの利害関係者に対して負う責任がある場合に、その責任を負う順位に関係しているのか、順位関係があるとしたら、その順位をどのように設定すればよいか。会社の株式が株主によって均等に保有されることは有り得ないため、大株主および少数株主の区別が付く訳である。会社の経営陣は通常、大株主によって支配される。大株主によって派遣された取締役や監査役がその他の株主を平等に扱うことを法的にいかに保障するか。大株主の支配下で取締役が少数株主の利益侵害について責任を追及された場合、大株主はその連帯責任を追及されるのか。取締役や監査役が会社や株主に対して賠償責任（たとえば権限外の行為をなした場合）を負うにもかかわらず、取締役や監査役は、個人的に賠償能力を持っていない場合に、どうすればよいか。責任保険制度は、取締役や監査役が果たすべき義務を確実に履行するのに悪影響を及ぼすか。監査役が監査の義務を果た

せず、または監査義務を十分に果たせなかった場合に、そのいずれも、取締役とともに、連帯責任を負うのか。 経理が完全に取締役会の決議に従って業務執行をしたが、その業務執行によって会社に損害をもたらした場合には、取締役のほかに、経理は損害賠償責任を負わなければならないのか。

これらの問題に対して、筆者は以下のように考えている。

1. 取締役会は会社の業務執行機構である。株主総会中心主義が取締役会中心へと移転しつつある中で、取締役会は、市場経済に求められた迅速な判断の要請に対応するために、より多くの意思決定権を持つべきである。しかし、これは、根本的に取締役会の性質を変えたわけではなく、取締役会は意思決定機関に対して責任を負わなければならない。

2. 意思決定機関のあり方は会社統治における中核をなすものである。ドイツにおける二層式を取締役会の構成は想像力に富んだものであり、会社における従業員の地位の向上のみならず、内外における取締役会を牽制する機能を強化するのにも寄与している。株主と従業員との利益が衝突した場合は、会社の意思決定の効率性は低下しがちである。この問題については、「議席配分制」は考えられないであろうか。すなわち利害関係者をいくつかの類型に分けて、種類ごとに意思決定機関における一定数の「議席」が、法律または定款によって定められる。これは、実際にドイツの監査役会制度を利害関係者から構成された「衆議院」に改造するものであり、「利害関係者代表大会」と名付けてよいであろう。小会社の「議院」は小人数によって構成されるのに対して、大会社の「議院」は、数十人または数百人の規模で構成されてよい。

3. 取締役会は、意思決定機関によって選任され、相対的な独立性を有する。その職務権限は法律によって定められ、会社の業務につきすべての責任を負う。取締役会の独立性は以下のように現されている。意思決定機関の決議に違反しない限り、取締役会は独自に業務執行上の意思決定をなす。意思決定機関が違法の、または誤った決定をなした場合には、取締役会は、適切な手続を踏まえてその決議の執行を阻止させなければならない、違法のまたは誤った総会決議を執行してはならず、さもなければ、責任のすべてを負わなければならない。取締役会は、経理、財務責任者などの高級管理スタッフの人事決定権限を有し、そして彼らに権限を授与することができる。もっとも、取締役会は独自に経営責任を引き受け、会社の高給管理スタッフが職責を怠ったことにより追及された責任も、取締役会がそれを負担しなければならない(犯罪は例外)。その後、取締役会は法に従って高級管理スタッフの責任を追及することとなる。

4. 意思決定機関は、取締役会の活動のすべてに対して一般的に監督しなければならない、それとともに、専門家を派遣して日常の監督および項目ごとに監督を行なわせる。これらの専門家は、監

査役や会計審査員でよいし、特別調査員でもよい。意思決定機関が行なう一般監督は法律責任を負わないのに対して、派遣された監督専門家は監督の職責を履行する際の責任を負わなければならない。

5. 誰が取締役や監査役の責任を追及するか。株主に訴訟提起権および派生訴訟提起権を付与させるほか、意思決定機関は利害関係者の代表を指定して代表訴訟を行わせる権限を有する。株主、従業員など利害関係者が株主の共益権のために訴訟を起こすのが適切でない場合には、意思決定機関に対して代表者を指定して訴訟を起こさせることを申し立てることができる。

## 註

---

<sup>1</sup> 「周小川証券市場の現状および未来に関する論述」上海証券報 2000年12月4日。

<sup>2</sup> 顧功耘「会社法の全面改正に関する若干の提案」法学 2000年4号。

<sup>3</sup> 「会社法」第120条1項によれば、「会社においては、必要に応じて取締役会が代表取締役に授権し、取締役会が開かれていない間に取締役会の職権の一部を行使させることができる。」

<sup>4</sup> 上海証券取引所による研究報告書である「会社統治：国際経験と中国の実践」2000年10月18日。

<sup>5</sup> 候向磊「我が国の会社統治における権力牽制メカニズムの欠陥および立法の改善」徐学鹿編『商法研究』（第二冊）222頁。

<sup>6</sup> 前掲注（4）。

<sup>7</sup> 李健『会社統治論』（経済科学出版社、1999年）185 - 187頁。

<sup>8</sup> 李維安「改革実践の呼び掛け『呼喚』：中国会社の企業統治原則」中国改革 2000年第10号。

<sup>9</sup> 前掲注（4）。

<sup>10</sup> 取締役会および監査役会の責任を追及ということは、実際にとり締役や監査役の個人の責任を追及することになる。なぜならば、取締役会や監査役会が法人の機関として、財産責任を引き受ける能力を持っていないからである。

<sup>11</sup> 「会社法」第118条3項を参照。

<sup>12</sup> 「会社法」第216条。